

# 自動車登録番号標付車両による レース開催規定

1999年12月13日制定  
2000年1月1日施行  
2008年7月31日改正  
2008年10月1日施行  
2009年11月26日改正  
2010年1月1日施行  
2011年11月24日改正  
2012年1月1日施行

## 第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）は、自動車レースの健全な発展を図るため、自動車登録番号標付車両を使用するレース（以下「本レース」という）に関して本規定を定める。

## 第2条 参加車両

1. 本レースに参加する車両は、国内競技車両規則第3編第5章スピードSA車両規定または第7章スピードB車両規定に適合したものとす  
る。
2. 上記1. に加え、6点式以上のロールケージおよび4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。

## 第3条 開催資格

本レースを開催できる者は、「公認クラブ」または公認モーターレーシングコース所有者である「公認団体」および「加盟団体」とする。

## 第4条 競技の格式

本レースの格式は、「国内」、「準国内」または「地方」のいずれかとする。

## 第5条 組織許可申請

本レースを開催しようとする者は、競技の格式に関わらず競技会開催日の2ヵ月前までに、所定の書式に参加車両規則案および「自動車登録番号標付車両によるレースの車両検査体制表」（別紙1）を添付して、組織許可申請を行うこと。

## 第6条 車両検査

1. オーガナイザーは、競技に先立ち車両検査を実施し、排出ガスの検査をはじめ保安基準およびスピードSA車両規定またはスピードB車両規定への適合の確認を行わなければならない。
2. 参加者は、出走可能な状態で車両検査を受けなければならない。車両検査を受けない場合、車両検査で不合格の場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は、競技に参加することはできない。
3. 車両検査に車両を提示することは、当該車両が適用規則のすべてに適合していることを申告したものとみなされる。
4. オーガナイザーは、競技会での車両故障あるいは損傷等を誘因とした車両事故等を未然に防止するため、本規定細則「自動車登録番号標付車両によるレースの車両検査および安全対策」（別紙2）に基づく車両検査体制を構築すること。

## 第7条 競技終了後の搬送

1. 競技会公式車両検査終了後すべての参加車両は、車両故障あるいは損傷の有無にかかわらずオーガナイザーまたは当該参加者が用意した車両運搬車等の自走しない手段により、整備工場等に搬送され、一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を受けなければならない。オーガナイザーは、その結果についての検査票を全参加車両について作成すること。
2. 競技に参加した車両が、前項に従って整備工場等に搬送されなかった場合は、その競技成績は抹消され、かつ、その競技参加者、競技運転者および車両の以後の本レースへの参加は認められない。

入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。

## 第8条 参加車両の履歴

本レースに参加した車両の履歴については、JAFおよびオーガナイザーにより管理され、第7条の検査票で不具合を指摘された車両については、必要な手続きが完了しない限り、本レースの参加が認められない。

## 第9条 保 険

自動車競技の組織に関する規定第8条1を適用する。

## 第10条 競技規則

### 1. 最大決勝出走台数：

JAF国内モーターレーシングコース許可証に記された台数とする。

### 2. 燃 料：

1) 本レースに使用できる燃料は、石油会社で生産され一般に市販されている無鉛ハイオクガソリンまでとする。オクタン価を増すことのない通常のオイルあるいは水ぬき剤は使用できるが、他の添加剤の使用は禁止される。

2) オーガナイザーは、燃料を指定してはならない。

3) フリー走行、公式予選および決勝レース等の競技中の燃料補給は許されない。

ただし、競技中以外に燃料補給を行う場合は、エンジンを停止し、ドライバーはシートを離れなければならない。ピット内に燃料を保管する場合は、最大20ℓまでとし、消防法に適合した金属製の携行缶に保管しなければならない。

### 3. 信号合図：

国際モータースポーツ競技規則付則H項に従うこと。

## 第11条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本規定を適用できない場合には、JAFがその処置を決定する。

## 第12条 本規則の施行

本規定は、2012年1月1日より施行する。

## 自動車登録番号標付車両によるレース開催規定の統一解釈

### 1. 第2条 「参加車両」について：

本規定第2条 「参加車両」 1. に基づき本レースに参加する車両は、国内競技車両規則第3編第1章一般規定第2条に定義されるスピードS A車両またはスピードB車両に適合したものとす。

統一解釈：

- 1) 消火器：レース車両規定に基づく消火器を装着することが推奨される。
- 2) 最低重量：ジムカーナ競技における最低重量を適用する。  
ただし、規定に適合できない場合は、オーガナイザーからの申請に基づきレースシリーズ毎にJ A Fが決定する。
- 3) タイヤ／ホイール：規定に適合できない場合、スピードS A車両は、2002年国内競技車両規則第4編スピード車両規定第2章スピードA車両9. 3. 13) タイヤおよびホイールを限度とし、オーガナイザーからの申請に基づきレースシリーズ毎にJ A Fが決定する。  
またスピードB車両は、オーガナイザーからの申請に基づきレースシリーズ毎にJ A Fが決定する。

### 2. 第7条 「競技終了後の搬送」について：

統一解釈：

- 1) オーガナイザーは、「指定自動車整備事業規則」第4条に定める自動車検査員（以下、「自動車検査員」という。）をレース開催場所（サーキット）に派遣して、レース後に参加車両が一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を行なわせることができるものとし、これを本規定に定める整備工場等での確認とみなす。
- 2) 上記の検査で、一般の交通の用に供すると判定された参加車両については本規定第2項を適用しないが、一般の交通の

用に供するのに適しないと判定された参加車両については、自走しない手段により整備工場等に搬送の上、必要な修理を受けるものとし、もし整備工場等に搬送されなかった場合は、本規定第2項を適用する。

3. 自動車登録番号標付車両によるレースにおいて「指定自動車整備事業規則」第4条に定める自動車検査員をレース開催場所（サーキット）に派遣して、レース後に参加車両が一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を行う場合、「決勝レースの正式結果」は、車両保管解除後、競技に参加した全車両が本確認を受けるための、受付を完了した時点で発表することができる。

なお、決勝レース終了後に行われる再車両検査において、本確認で行われる検査項目を実施することができる。

## 自動車登録番号標付き車両によるレースの車両検査体制表

競 技 会 名 称		
参加車両名 (型式)	車 両 名	型 式
開 催 場 所		
開 催 日	年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )	
オーガナイザー		
技 術 委 員 長	氏 名	許 可 証 No.
車 両 検 査 補 助 員 (有資格者が従事する場合)	氏 名	自動車整備士の種類
競技会場周辺の搬入 可能な整備工場等	整備工場等の名称	
	所 在 地	電 話 番 号
車 両 運 搬 車	台 配 備	
交 換 用 部 品	応急作業用の部品として用意するものに○を付し、 表記以外に用意する部品等があれば、記載する	
	灯火類	
	灯火類のレンズ	
	ブレーキシュー(パッド)	
	Vベルト	

参加車両の型式、車両検査補助員、搬入可能な整備工場等が複数の場合、別紙に貼付すること。

本書類は、オーガナイザーが作成し、組織許可申請に添付してJAFに提出すること。

## 自動車登録番号標付車両によるレース開催規定 細則 自動車登録番号標付車両によるレースの車両検査および安全対策

### 1. レース開催前：

- 1) 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）は、オーガナイザーから本レース組織許可申請書の提出を受けた後、当該オーガナイザーに対し、それまでに提出された参加車両履歴一覧表を開示する。
- 2) オーガナイザーは、上記1) による参加車両履歴一覧表に基づき、過去の本レースにおける競技会終了後の整備工場等における車両検査で不具合を指摘された車両の参加について、以下の措置を講じること。
  - (1)指摘された不具合箇所に対する整備作業等が完了している車両：  
当該参加者に対し、整備作業等が完了していることがわかる書面、資料、写真等を提示させることにより、その確認が取れた場合は、参加を受理することができる。
  - (2)指摘された不具合箇所に対する整備作業等が完了していない車両：  
参加を受理することはできない。

### 2. レース開催中：

- 1) オーガナイザーは、参加車両の応急作業、整備工場等への搬送および整備作業を遺漏なく行うことができるよう以下の措置を講じること。
  - (1)運輸省令自動車整備士技能検定規則の規定による3級以上の有資格者をつとめて1名以上車両検査補助員として従事させること。
  - (2)競技会場周辺に、搬入可能な整備工場等を確保すること。
  - (3)競技会場に車両運搬車を配備し、参加者の希望により便宜を図ること。車両運搬車は、「自動車登録番号標付車両によるレース開催規定」の第7条によるすべての参加車両の整備工場等への搬送が円滑に行うことができる台数を配備しなければならない。
- 2) オーガナイザーおよび競技参加者は、参加車両の応急作業等の円滑化を図るため、つとめて以下のものを用意しなければならない。
  - (1)灯器類（前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯、方向指示器）、灯火類の交換用レンズおよび交換用ヒューズ

## 自動車登録番号標付車両によるレース開催規定

- (2)ブレーキシュー（パッド）等の制動系消耗部品
- (3)Vベルト
- (4)牽引用ロープ

### 3. レース終了後：

1) オーガナイザーは、上位入賞車両に対し最終車両検査を実施すること。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。

なお、本車両検査を以て競技における公式車両検査結果とする。

2) 正式結果発表後、すべての参加車両は、一般の交通の用に供するのに適するか否かの確認を受けるため、オーガナイザーまたは当該参加者が用意した車両運搬車等の自走しない手段により、整備工場等に搬送されなければならない。

ただし、順位が認定されない車両は、正式結果発表前に整備工場等での確認を受けることができる。

3) 整備工場等への搬送後、すべての参加車両は、競技役員立会いのもと競技会での車両故障あるいは損傷の有無にかかわらず「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票（以下「検査票」という）」による確認を受け、競技参加者および競技運転者は、「自動車登録番号標付車両によるレース開催規定」の第8条に基づき、同検査票の誓約文に署名しなければならない。

4) オーガナイザーは、上記3)による確認結果を記載した検査票をすべて回収し、「自動車競技の組織に関する規定」の第7条6に規定された書類とともに、競技会終了後14日以内にJAFに提出しなければならない。

以上